

# BLF サポーター（賛助会員） 会員規約

この会員規約（以下「本規約」という）は、NPO 法人ベースボール・レジェンド・ファウンデーション（以下「当法人」という）と、当法人のサポーター（以下「賛助会員」という）との間に適用する。賛助会員は、本規約を承認したものとみなす。

## 第1条（目的）

当法人は、賛助会員に関して本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

## 第2条（会員の定義）

賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人から入会を承諾され、当法人の法人運営を主に資金的に支援する意思を持つ個人及び団体をいう。

## 第3条（入会）

- (1) 賛助会員になろうとする者は、当法人公式ウェブサイトに掲載されている所定のフォーマットに必要事項を記入して入会を申し込むものとする。
- (2) 賛助会員は、クレジットカード決済を利用して月会費または年会費を支払う。
- (3) 入会日は、クレジットカード決済が完了した日とする。ただし、当法人が次項の規定により賛助会員の入会を承諾しない場合を除く。
- (4) 当法人は、次の場合を除き、入会希望者の入会を承諾するものとする。
  1. 申込み時に虚偽の事項を記載した場合
  2. 入会申込者がかつて除名された者である場合
  3. クレジット決済が不可能な場合
  4. その他、当法人が賛助会員として不適切と判断した場合

## 第4条（月会費・年会費）

賛助会員は、月額 500 円、月額 1,000 円、月額 2,000 円より支払額を選択できる。各支払額において、年会費として 12 か月分の一括納入を希望する場合は、入会時及び第5条第2項に定める会員資格の更新時に支払うものとする。

## 第5条（有効期間）

- (1) 賛助会員の有効期間は、入会成立の日より一年間とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、期間満了日の1か月前までに、賛助会員または当法人か

ら何らの意思表示がない限り、期間満了日の翌日から同じ条件でさらに一年間更新されるものとし、以後も同様とする。

#### **第6条（会員資格の継承）**

(1) 自然人である賛助会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。

(2) 法人その他団体である賛助会員について、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した賛助会員は、速やかにその旨を書面または電磁的方法を以て当法人に通知するものとする。

#### **第7条（会員資格の譲渡等の禁止）**

賛助会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。

#### **第8条（総会における議決権）**

賛助会員は、当法人の総会における議決権を有さない。

#### **第9条（会員情報の変更）**

(1) 賛助会員は、入会申込時に届け出た内容について変更があった場合、速やかに書面または電磁的方法をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

(2) 賛助会員が前項に規定する通知を怠ったことにより不利益を被った場合、当法人は一切の責任を負わないものとする。

#### **第10条（会員資格の喪失）**

賛助会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、賛助会員の資格を喪失する。

(1) 賛助会員が、所定の退会届を提出したとき。

(2) 賛助会員が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(3) 賛助会員が法人その他団体の場合、当該法人その他団体が消滅したとき。

(4) 賛助会員が、正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じないとき。

(5) 賛助会員が除名されたとき。

#### **第11条（除名）**

当法人は、賛助会員が次の各号の一に該当すると判断した場合、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款等に違反したとき。
- (2) 本規約に違反したとき。
- (3) 当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (4) 当法人、および当法人に関わる第三者の名誉、信用、プライバシー権、著作権、その他の権利を侵害したとき。
- (5) その他、当法人が、賛助会員として不適切と判断したとき。

#### **第12条（退会）**

賛助会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。

#### **第13条（年会費等の不返還）**

当法人は、賛助会員に対し、その理由の如何を問わず、既に納入した月会費・年会費を返還しない。

#### **第14条（禁止事項）**

賛助会員は、当法人にかかる活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産およびプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為。
- (2) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
- (3) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (4) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為。
- (5) その他、不適切と判断される行為。

#### **第15条（損害賠償）**

(1) 賛助会員が、本規約または本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人に損害が発生した場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。

(2) 前項の規定は、賛助会員が会員資格を喪失した後においても適用される。

#### **第16条（会員規約の変更）**

当法人は、当法人の運営のために必要と判断される場合、理事会の決議を経て、本規約を変更することができる。